

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

- 「介護人材確保対策事業の新たな取組を開始します！介護施設等における「トライアル雇用事業」の実施事業者募集中」
- 「介護職員が研修を受講する場合に、代替職員を派遣します！」
- 「平成26年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集します」
- 「事業所への講師派遣研修を実施します！（福祉・介護人材キャリアパス支援事業）」
- 「「東京都福祉人材センター多摩支所」を開設します！」
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備促進に向けた手引きを作成しました」
- 「介護キャリア段位 評価者（アセッサー）講習が開催されます！」

○報酬算定・運営基準

- 「業務管理体制の届出について」
- 「居宅系サービス及び介護予防サービス事業所（特定施設入居者生活介護を除く）、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。」

平成26年6月1日発行 第119号

お知らせ

○ **介護人材確保対策事業の新たな取組を開始します！**

介護施設等における「トライアル雇用事業」の実施事業者募集中

都では、介護人材確保対策事業（職場体験事業、介護職員初任者研修資格取得支援事業、トライアル雇用事業）を平成26年度から新たに実施します。

第3弾として「トライアル雇用事業」（旧介護雇用プログラム）に御協力いただける介護事業者を募集しています。

【事業内容】

介護業務への就労を希望する離職者等を介護施設等で雇用しながら、介護職員初任者研修の受講を支援します。雇用経費（採用経費、給与等）や資格取得支援等にかかる費用は、雇用実績に応じて実施事業者へ支払われるので、事業者の御負担はありません。

【募集規模】

400名程度（1施設又は1事業所当たり4名まで、1事業者当たり40名まで）

【募集期間】

平成26年5月21日（水）から6月9日（月）まで ※必着

【応募申し込み先・お問い合わせ】

介護人材確保対策事業は都からの委託を受けた東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センターで実施しております。お申し込み、お問い合わせは東京都福祉人材センターへお願いします。

東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センター

ホームページ <http://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/> TEL03-5211-7923

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞介護人材確保対策事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaiakuho.html>

【お問い合わせ先】 介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

○ 介護職員が研修を受講する場合に、代替職員を派遣します！

東京都では、都内の介護事業所等で働く介護職員が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から代替職員を派遣します。

ご利用を希望する場合は、下記委託会社にお問い合わせください。

なお、相談料、申し込み料、派遣料などは無料ですが、代替職員については都予算や人材派遣者の登録状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

～代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業～

＜対象研修＞

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士国家試験受験対策講座等、国、都、市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

＜対象となる事業所＞

指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

＜派遣期間＞

研修に参加する時間数の4倍までとする。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間を含むこととする。

＜対象職種＞

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等

【お申込み・お問い合わせ先】 ツクイスタッフ東京支店 TEL03-5334-6731

【実施主体】介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

○ 平成26年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集します

東京都では、医療ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図ることにより、利用者の自立支援に資することを目的とした在宅医療サポート介護支援専門員研修を実施しています。

平成26年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集いたしますので、下記ホームページにて、募集要項、申込関係書類等を御確認の上、期日までに応募書類を御提出ください。

《研修受講対象者》

東京都内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに勤務する、医療系資格を有しない介護支援専門員であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる者。なお、受講には区市町村の推薦が必要です。

《募集要項及び申込関係書類》

東京都に4月1日現在登録のある居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター宛に募集案内を **平成26年6月5日(木曜日)**に発送予定です。また、**平成26年6月6日(金曜日)**から、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ (<http://cmat.jp/>) よりダウンロードできます。

《募集締切》平成26年6月27日(金曜日)必着

《お申込み先》

所属する事業所所在地の区市町村の当該研修担当所管課まで(募集要項参照)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護人材係 TEL 03-5320-4279

お知らせ

○ 事業所への講師派遣研修を実施します！（福祉・介護人材キャリアパス支援事業）

介護福祉士等養成施設の教員が、小規模な福祉施設・介護保険施設や居宅サービスの事業所等を訪問し、職場のニーズに沿った専門的・実践的な内容の研修を行う「福祉・介護人材キャリアパス支援事業」を実施します。講師派遣に係る費用は無料です。個別要望プログラムも受け付け、複数回のお申込みも可能です。お気軽にお申込みください。

【昨年度プログラム一例】「持ち上げない介護技術」「災害時における介護職の知識と技術」

「アクションメソッド～処遇検討の方法を学ぶ」「認知症の理解と対応」

【研修内容及び申込方法等】下記ホームページの研修プログラム一覧表をご覧になり所定の書式にてお申し込みください。ご希望内容を確認の上、養成施設と調整します。

【申込締切】平成26年6月30日（月）

【東京都福祉保健局ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushi/jinzai/teichakuikusei/jigyoshashien/kyaripa26.html>（6月2日公開）

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL 03-5320-4049

お知らせ

○ 「東京都福祉人材センター多摩支所」を開設します！

東京都福祉人材センターは、多摩地域における福祉の仕事への就労支援の拡充を目的として、平成26年6月18日（水）に、求職相談等の場である「多摩支所」を新たに設置します。

福祉人材に関する様々な情報等をご案内しますので、求人・求職者や福祉の仕事に関心のある方をはじめ、どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

【多摩支所の概要】

住 所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル7階（JR立川駅徒歩5分）

開所時間：平日9時～17時（祝日、年末年始を除く）

※相談受付時間：9時～11時30分、13時～17時

電話番号：042-595-8422 FAX：042-595-8432

【事業内容】

○福祉の仕事の紹介・斡旋

相談員がご希望の勤務条件に出来るだけ合った施設や事業所を紹介するほか、就職活動のポイントをアドバイスします。（電話での相談も可）

○事業所、学校等への出張相談

多摩地域の事業所や学校へ訪問し、求人・求職に関する相談を受けます。

○人材定着・離職防止相談支援事業（事前電話予約による来所相談）

福祉・介護施設従業者から仕事・職場・その他の悩みを伺い、相談や助言を行います。

○その他人材対策事業の広報案内 など

【東京都福祉人材センターホームページ】

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>

【お問い合わせ先】

◆福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL：03-5320-4049

◆東京都福祉人材センター TEL：03-5211-7923

お知らせ

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備促進に向けた手引きを作成しました。

平成24年度に創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスです。

東京都はこのサービスに参入している事業者へのヒアリング調査を行い、事業者がサービスに参入するにあたって課題になると考えている事項について、経営上のヒントになる考え方を提示・提案するための手引きを作成しました。詳細については、下記のリンクをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>定期巡回・随時対応型訪問看護の整備促進に向けて
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/teiki_junkai.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

お知らせ

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成26年度のアセッサー講習は1回限りのため、積極的にご応募ください。あわせて、外部評価審査員講習についても開催されます。

今回の募集は追加募集となりますので、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

【応募期間】 平成26年5月28日(水) 10時 ~ 6月11日(水) 17時

【受付方法】 介護プロフェッショナルキャリア段位制度ホームページよりお申し込みください。
(<http://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

【受講料】 無料

※集合講習会場までの交通費・宿泊費等は受講者又は受講者の所属する事業所・施設の負担となります。

【お問い合わせ・相談】一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部
電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは?》

◆全国共通の評価基準によって、介護技術・利用者対応などをチェックし、介護職員の「できる(実践的スキル)」を評価・認定する制度です。また、評価・認定を通じて、OJTを推進できます。

◆適正な評価・指導を行うため、事業所・施設内で、アセッサー講習を修了したアセッサーが評価・指導を行うとともに、定期的に、第三者による外部評価が実施されます。

○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。**業務管理体制の届出は全法人〈必須〉となっております。**法令遵守責任者を定め必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだご提出されていない法人様におかれましては速やかにご提出いただくようお願いいたします。

◎ 届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

◎ 届出先

事業所の展開に応じて異なりますので、必ずご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>業務管理体制に係る届出
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritaisei.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています

かいてき便り(第116号平成26年3月1日発行)でお知らせしたとおり、居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。なお、様式に変更はありません。今後、変更届を提出する場合は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)